

資料編

1. 策定経過

名称	開催日	主な内容
第10期第5回 スポーツ推進審議会	令和6年5月21日	・第1期大分市スポーツ推進計画の成果と課題を確認
第11期第1回 スポーツ推進審議会	令和6年8月22日	・第2期大分市スポーツ推進計画の策定趣旨、基本目標、基本施策を協議
第11期第2回 スポーツ推進審議会	令和6年10月17日	・第2期大分市スポーツ推進計画の目標値、具体的な方策・施策等の検討
第11期第3回 スポーツ推進審議会	令和6年11月19日	・第2期大分市スポーツ推進計画の目標値、具体的な方策・施策等の検討 ・第2期大分市スポーツ推進計画の素案を検討 ・パブリックコメントについて
パブリックコメント	令和6年12月16日 ～令和7年1月15日	・意見者数 18名 ・意見数 12件
第11期第4回 スポーツ推進審議会	令和7年2月7日	・パブリックコメントの結果を踏まえて第2期大分市スポーツ推進計画の素案を修正
教育委員会	令和7年2月26日	・第2期大分市スポーツ推進計画の素案を議案として提出し、意見聴取※ ・結果 意見なし
審議会からの答申	令和7年3月4日	・第2期大分市スポーツ推進計画の素案を答申

※スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第十条第2項において、特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

2. 大分市スポーツ推進審議会条例

平成 23 年 9 月 28 日

条例第 26 号

大分市スポーツ振興審議会条例（平成 5 年大分市条例第 1 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、大分市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- （1） 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- （2） 法第 35 条の規定による補助金の交付に係る意見に関すること。
- （3） スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- （4） スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- （5） スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- （6） スポーツの団体の育成に関すること。
- （7） スポーツによる事故の防止に関すること。
- （8） スポーツの技術水準の向上に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（平 28 条例 44・一部改正）

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） スポーツに関する学識経験のある者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） スポーツ団体の代表者
- （4） 公募による市民
- （5） その他市長が必要と認める者

（平 28 条例 44・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(平28条例44・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28条例44・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大分市スポーツ振興審議会条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている委員（以下「旧審議会の委員」という。）は、改正後の大分市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成28年条例第44号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3. 大分市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成 29 年 3 月 7 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大分市スポーツ推進審議会条例（平成 23 年大分市条例第 26 号）第 8 条の規定に基づき、大分市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取)

第 2 条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、必要があると認めるときは、会議に審議会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 3 条 専門的な事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員若干名で組織する。

3 部会は、調査研究した事項について、審議会に報告するものとする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

4. 大分市スポーツ推進審議会委員名簿(第11期)

No.	区分	役 職 名	委員氏名
1	学識 経験者	日本文理大学 教授	竹田 隆行
2		大分市スポーツ推進委員協議会 副会長	亀山 哲治
3	医科学 関係	大分県スポーツドクター協議会 会長	大場 俊二
4		おおいた健診センター 課長代行	安藤 美和
5	スポ協	大分市スポーツ協会 評議員	高井 直恵
6	生涯 スポーツ 団体	大分市スポーツ少年団 副本部長	石橋 紀公子
7		大分市総合型クラブ連絡協議会 理事	久士目 弘美
8	競技 団体	大分県武道協議会 副会長	穴井 隆信
9		大分市軟式野球連盟 理事長	衛藤 賢
10		大分市陸上競技協会 理事長	櫻井 貢
11		一般社団法人 大分市ラグビーフットボール協会 専務理事	奥永 雅也
12		大分市サッカー協会 会長	大久保 邦彦
13		大分市水泳協会 会長	山崎 裕治
14		大分市テニス連盟 理事長	末松 広之
15		大分スケートボード協会 会長	相原 フランシスコ 良和
16		大分B - リングス 代表取締役	森 慎一郎
17	障がい者 スポーツ 団体	大分県車いすバスケットボール連盟 会長	山田 修永
18		大分市身体障害者福祉協議会連合会 スポーツ部会 理事	川野 大吾
19	学校 関係	大分市中学校体育連盟 会長	河野 剛
20		大分県高等学校体育連盟 副会長	森山 貴仁
21	行政 関係	大分市教育委員会 教育部長	高田 隆秀
22		大分市企画部長	永田 佳也
23	その他	大分市自治会連合会 理事	小野 昭三郎
24	公募	一般公募	工藤 美和

※任期 : 2024 (令和 6) 年 8 月 20 日 ~ 2026 (令和 8) 年 8 月 19 日

5. 第2期大分市スポーツ推進計画策定 庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10号第1項の規定に基づき策定する第2期大分市スポーツ推進計画（以下「第2期計画」という。）に関し必要な事項を検討するため、第2期大分市スポーツ推進計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第2期計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、スポーツ振興課長の職にある者及び別表に掲げる課等に所属する職員のうちから当該課等の長が指名する者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長はスポーツ振興課長の職にある者を、副委員長は委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、計画が策定される日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

企画課、文化振興課、スポーツ振興課、財政課、市民協働推進課、長寿福祉課、障害福祉課、健康課、
保育・幼児教育課、観光課、林業水産課、河川・みなと振興課、公園緑地課、教育委員会事務局
教育部学校施設課、教育委員会事務局教育部体育保健課、教育委員会事務局教育部社会教育課

6. 第2期大分市スポーツ推進計画策定 庁内検討委員会委員名簿

	所 属	補 職 名	氏 名
1	企画課	主査	山田 辰也
2	文化振興課	主任	岡 雄三
3	スポーツ振興課	課長	村田 潤
4	財政課	主査	大塚 信介
5	市民協働推進課	参事	松本 邦夫
6	長寿福祉課	参事補	丸山 哲志
7	障害福祉課	参事補	竹中 富康
8	健康課	参事補	丸山 渚
9	保育・幼児教育課	主査	渡邊 日登美
10	観光課	政策監	板井 志郎
11	林業水産課	参事補	工藤 寿嗣
12	河川・みなと振興課	参事補	竹中 郷美
13	公園緑地課	参事	油布 則秀
14	学校施設課	参事補	越智 理也
15	体育保健課	参事	上野 展久
16	社会教育課	主査	宮崎 大輔

7. スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進さ

れ、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(平二六法七六・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指

導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して实际的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行う

ための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二條 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三條 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四條 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五條 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六條 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し

て開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（平三〇法五六・一部改正）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（平三〇法五六・一部改正）

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(平三〇法五六・一部改正)

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

8. 大分市民のスポーツに関する アンケート調査 調査報告書（抜粋）

I 調査概要

1 調査目的

第2期大分市スポーツ推進計画を策定するための基礎資料とするため、運動・スポーツに関する市民の関心度やニーズ等についてアンケート調査を実施しました。

2 調査実施方法

調査は以下の方法により実施しました。

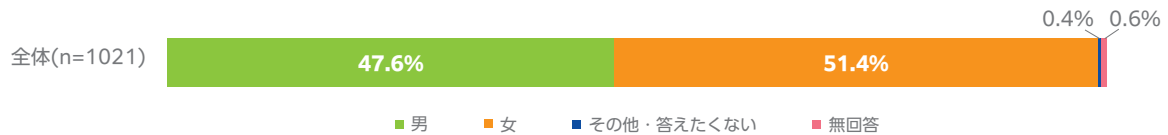
区 分	内 容
1. 調査方法	郵送法による質問紙調査法（インターネット調査と併用）
2. 調査地域	大分市全域
3. 調査対象	市内在住 18 歳以上
4. 標本設定	地区別に住民基本台帳から確率比率二段階抽出法により、「10 歳代」～「80 歳以上」の 8 年代層を男女別に無作為に抽出
5. 調査項目	①運動やスポーツの取り組み状況について ②日常生活に対する意識と大分市のスポーツ振興について ③生涯スポーツについて ④スポーツ施設の整備について ⑤障がい者等のスポーツについて ⑥スポーツを通じた地域活性化について ⑦アーバンスポーツについて ⑧スポーツを通じた地域活性化について支援する人材の育成について
6. 調査期間	令和5年12月19日～令和6年1月14日
7. 回収状況	配布数 2,800 回収数 1,021

Ⅱ 調査結果

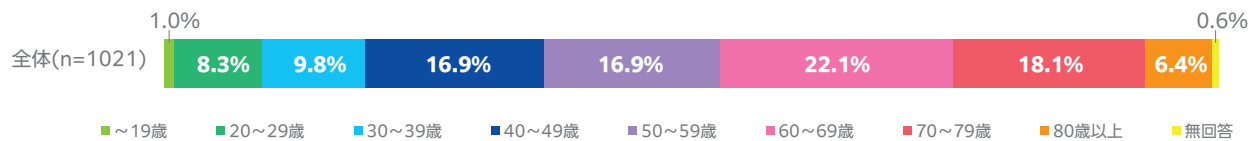
1 基本的属性

有効回収のあった 1,021 人の基本的属性は、以下のとおりです。

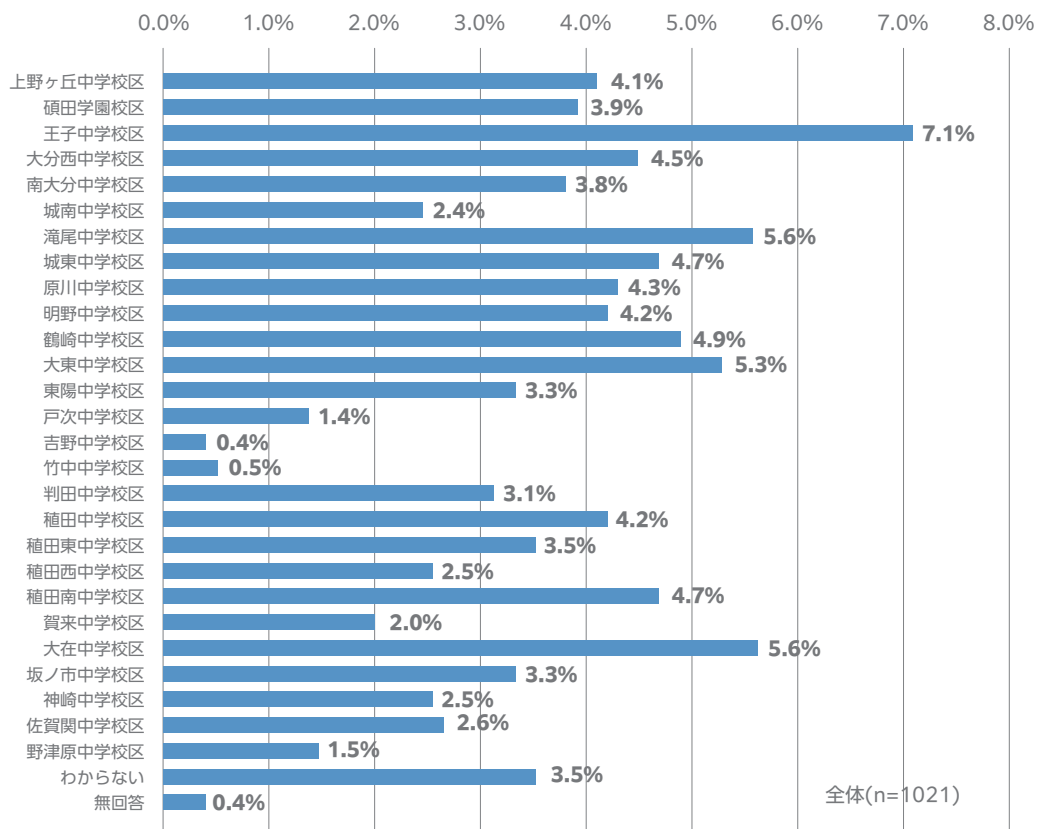
性別



年齢



居住中学校区



健康状態



運動やスポーツの取り組み状況について

1. 運動やスポーツをする場所

運動やスポーツをする場所としては、「自宅」が34.9%と最も多くなっています。次いで、「道路」(26.7%)、「公園」(22.4%)、「公共のスポーツ施設」(18.8%)となっています。

【前回との比較】

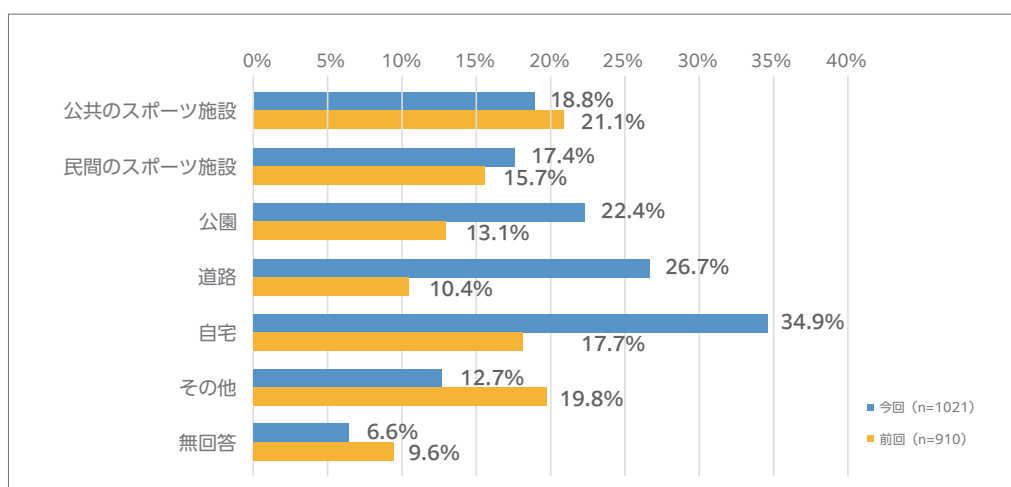
運動やスポーツをする場所は「自宅」が前回の17.7%から17.2ポイントも増加しています。次いで「道路」が前回の10.4%から16.3ポイント、「公園」が前回の13.1%から9.3ポイントも増加しています。コロナの影響やYoutube等のエクササイズ動画が広く視聴されるようになり、自宅や身近な場所で運動・スポーツをする行動形態が普及したものと考えられます。

【属性別特徴】

性別にみると、男性の「公共のスポーツ施設」が23.9%と高くなっています。

20歳代では「公共のスポーツ施設」が44.7%、「民間のスポーツ施設」が28.2%と多く、50歳代では「公園」が37.4%、「道路」が38.6%と多くなっています。

(Q7) あなたは、普段どんな場所で運動やスポーツをしていますか。あてはまるものをすべて選び番号を○で囲んでください。



	公共のスポーツ施設	民間のスポーツ施設	公園	道路	自宅	その他	無回答
全体 (n=1021)	18.8%	17.4%	22.4%	26.7%	34.9%	12.7%	6.6%
男性 (n=486)	23.9%	22.2%	25.9%	31.3%	31.9%	10.7%	4.7%
女性 (n=525)	15.4%	14.5%	20.8%	22.9%	39.2%	15.6%	8.6%
10歳代 (n=10)	10.0%	10.0%	30.0%	30.0%	80.0%	0.0%	0.0%
20歳代 (n=85)	44.7%	28.2%	34.1%	15.3%	37.6%	7.1%	3.5%
30歳代 (n=100)	17.0%	22.0%	29.0%	13.0%	34.0%	9.0%	12.0%
40歳代 (n=173)	20.2%	15.6%	28.9%	28.9%	36.4%	13.3%	5.8%
50歳代 (n=171)	14.6%	15.2%	37.4%	38.6%	14.6%	4.1%	124.6%
60歳代 (n=226)	14.2%	21.7%	19.5%	27.0%	35.0%	11.9%	4.0%
70歳代 (n=185)	16.2%	13.0%	20.0%	29.7%	29.7%	16.8%	8.6%
80歳代 (n=65)	13.8%	15.4%	20.0%	16.9%	33.8%	16.9%	16.9%

(注) **太字** 全体よりも5ポイント以上高いもの(「無回答」は除く)

運動やスポーツの取り組み状況について

2. この1年間に行った運動やスポーツの実施頻度

この1年間に運動やスポーツをどのくらいのペースで行ったかをみると、「週に3日以上ペース」が22.2%、「週に1～2日のペース」が28.2%となっており、週1回以上運動やスポーツを行う人は50.4%となっています。

【前回との比較】

前回「週に3日以上ペース」が13.3%だったのに対し、今回は22.2%となり8.9ポイント増加しています。

また、「ほとんどしていない」は前回33.5%だったのに対し、今回は17.6%となり、15.9ポイントも減少しています。

【属性別特徴】

性別にみると、週に1回以上運動やスポーツを行う人は、男54.7%に対して、女は47.2%となっており、男が7.5ポイント高くなっています。

年齢別にみると、週に1回以上運動やスポーツを行う人は30歳代で一旦減るが、40歳代以降は70歳代まで増え続ける傾向がみられます。

(Q9) あなたは運動やスポーツを、この1年間にどれくらいのペースで行いましたか。
あてはまるものを一つ選び番号を○で囲んでください。



運動やスポーツの取り組み状況について

3. 運動やスポーツをする理由

運動やスポーツをする理由としては「健康・体力づくりのため」が70.5%で圧倒的に多くなっています。次いで「運動不足を感じるため」が44.3%、「楽しみや気晴らしのため」が33.6%となっています。

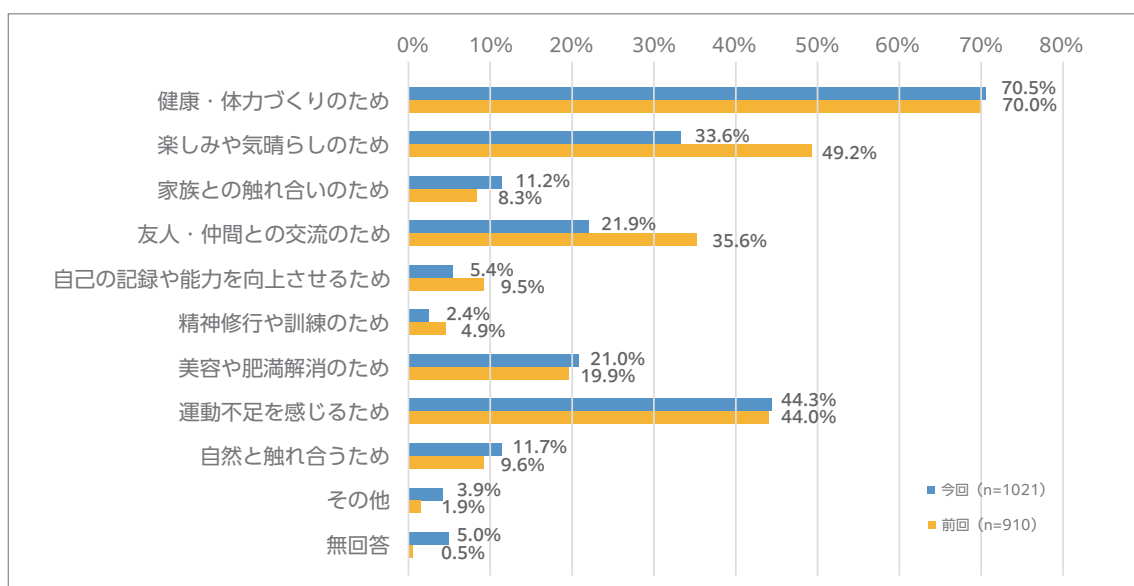
【前回との比較】

前回と比べると「楽しみや気晴らしのため」が15.6ポイント、「友人・仲間との交流のため」が13.7ポイント減少しており、「家族との触れ合いのため」が2.9ポイント増加しています。家族でのスポーツ習慣は、小中学生調査でも増加傾向がみられています。

【属性別特徴】

性別にみると、男性は「健康・体力づくりのため」が76.3%と最も多く、女性は「家族との触れ合いのため」が13.2%、「美容や肥満解消のため」が24.1%と多くなっています。

(Q10) あなたが運動やスポーツをするのは、どんな理由からですか。あてはまるものをすべて選び番号を○で囲んでください。



	健康・体力づくりのため	楽しみや気晴らしのため	家族との触れ合いのため	友人・仲間との交流のため	自己の記録や能力を向上させるため	精神修行や訓練のため	美容や肥満解消のため	運動不足を感じるため	自然と触れ合うため	その他	無回答
全体 (n=1021)	70.5%	33.6%	11.2%	21.9%	5.4%	2.4%	21.0%	44.3%	11.7%	3.9%	5.0%
男性 (n=486)	76.3%	35.8%	7.6%	23.9%	7.4%	2.9%	14.8%	43.2%	13.6%	2.9%	3.3%
女性 (n=525)	59.0%	28.9%	13.2%	17.9%	2.9%	1.2%	24.1%	41.0%	9.1%	4.4%	5.5%
10歳代 (n=10)	70.0%	60.0%	10.0%	60.0%	0.0%	10.0%	30.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%
20歳代 (n=85)	54.1%	54.1%	3.5%	27.1%	5.9%	3.5%	21.2%	31.8%	10.6%	0.0%	2.4%
30歳代 (n=100)	54.0%	40.0%	23.0%	22.0%	2.0%	0.0%	23.0%	34.0%	4.0%	4.0%	7.0%
40歳代 (n=173)	63.6%	31.2%	27.2%	15.0%	4.6%	4.6%	28.3%	44.5%	8.1%	4.0%	3.5%
50歳代 (n=171)	76.0%	31.0%	8.2%	19.9%	10.5%	3.5%	29.2%	46.2%	7.0%	5.3%	4.7%
60歳代 (n=226)	81.9%	33.6%	6.6%	19.9%	5.3%	0.9%	19.0%	49.6%	14.2%	2.7%	3.5%
70歳代 (n=185)	77.3%	27.6%	4.3%	26.5%	3.2%	1.1%	12.4%	49.2%	21.1%	6.5%	5.9%
80歳代 (n=65)	63.1%	24.6%	4.6%	24.6%	3.1%	0.0%	4.6%	41.5%	12.3%	3.1%	12.3%

(注) **太字** 全体よりも5ポイント以上高いもの（「無回答」は除く）

日常生活に対する意識と大分市のスポーツ振興について

4. 大分市はスポーツが盛んであるか

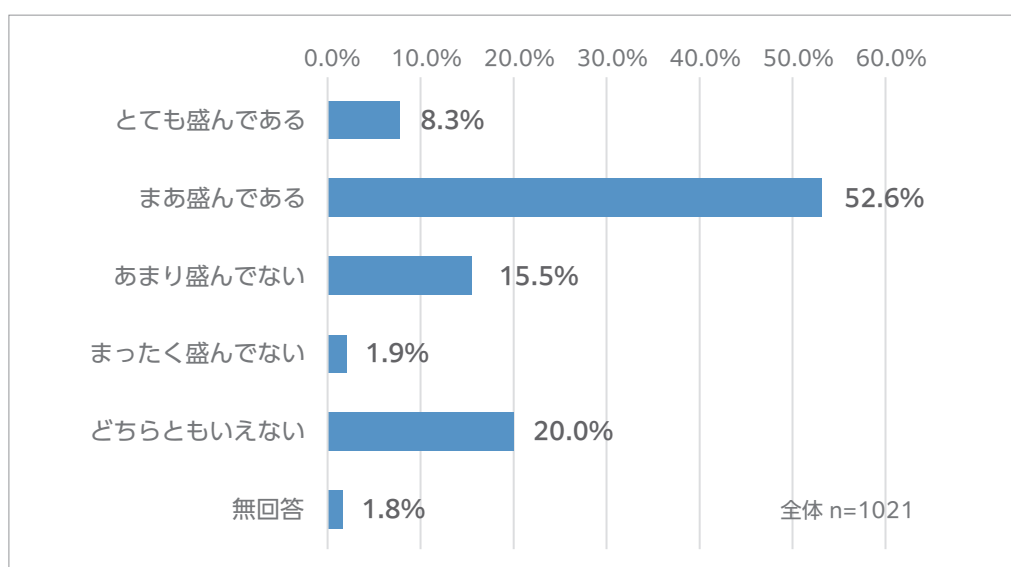
大分市はスポーツが盛んであるかとの質問については、「とても盛んである」が8.3%、「まあ盛んである」が52.6%となっており、これらを合計すると60.9%となっています。「まったく盛んでない」は1.9%と低い一方で「どちらともいえない」が20%となっています。

【属性別特徴】

性別にみると大きな差はみられません。

年齢別にみると「とても盛んである」と「まあ盛んである」の合計が50歳代～80歳代では60%を超えており、年齢が高くなるにつれ、盛んだと感じている割合が増加する傾向にあります。

(Q12) 大分市はスポーツが盛んであると思いますか。あてはまるもの一つ選び番号を○で囲んでください。



	とても盛んである	まあ盛んである	あまり盛んでない	まったく盛んでない	どちらともいえない	無回答
全体 (n=1021)	8.3%	52.6%	15.5%	1.9%	20.0%	1.8%
男性 (n=486)	9.9%	55.3%	15.8%	1.4%	16.0%	1.4%
女性 (n=525)	7.0%	50.3%	15.4%	1.9%	23.6%	1.7%
10 歳代 (n=10)	20.0%	30.0%	20.0%	10.0%	20.0%	0.0%
20 歳代 (n=85)	3.5%	45.9%	16.5%	3.5%	30.6%	0.0%
30 歳代 (n=100)	5.0%	37.0%	24.0%	2.0%	31.0%	1.0%
40 歳代 (n=173)	12.1%	46.8%	15.0%	5.8%	19.7%	0.6%
50 歳代 (n=171)	9.9%	52.0%	17.0%	0.6%	19.9%	0.6%
60 歳代 (n=226)	7.1%	60.6%	13.3%	0.9%	16.8%	1.3%
70 歳代 (n=185)	6.5%	62.7%	13.5%	0.0%	14.6%	2.7%
80 歳代 (n=65)	13.8%	50.8%	12.3%	0.0%	15.4%	7.7%

(注) **太字** 全体よりも5ポイント以上高いもの(「無回答」は除く)

日常生活に対する意識と大分市のスポーツ振興について

5. スポーツの発展・振興に必要な取り組み

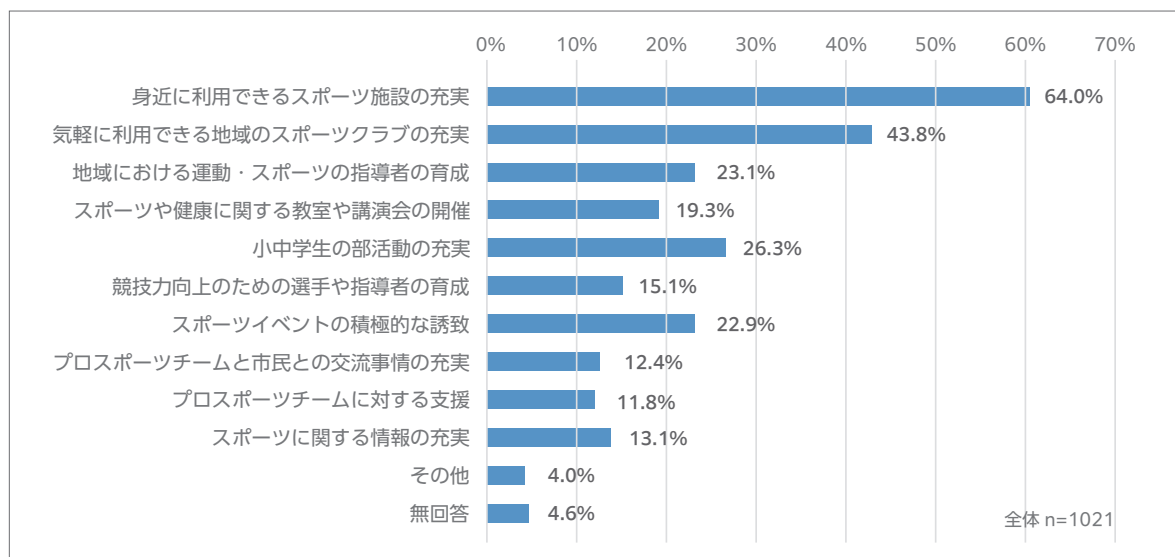
スポーツの発展・振興にどのような取り組みが必要かをみると、「身近に利用できるスポーツ施設の充実」が64%と最も多く、次いで「気軽に利用できる地域のスポーツクラブの充実」が43.8%、「小中学生の部活動の充実」が26.3%、「地域における運動・スポーツの指導者の育成」が23.1%となっています。

【属性別特徴】

性別にみると「小中学生の部活動の充実」は男性が31.3%に対して女性は19.7%となり、男性が11.6ポイント高くなっています。

年齢別にみると「身近に利用できるスポーツ施設の充実」は10歳代～30歳代までの割合が特に高くなっています。

(Q14) あなたは大分市のスポーツの発展・振興にどのような取組が必要であると思いますか。
あてはまるものすべてを選び番号を○で囲んでください。



	身近に利用できるスポーツ施設の充実	気軽に利用できる地域のスポーツクラブの充実	地域における運動・スポーツの指導者の育成	スポーツや健康に関する教室や講演会の開催	小中学生の部活動の充実	競技力向上のための選手や指導者の育成	スポーツイベントの積極的な誘致	プロスポーツチームと市民との交流事情の充実	プロスポーツチームに対する支援	スポーツに関する情報の充実	その他	無回答
全体 (n=1021)	64.0%	43.8%	23.1%	19.3%	26.3%	15.1%	22.9%	12.4%	11.8%	13.1%	4.0%	4.6%
男性 (n=486)	62.3%	42.2%	23.5%	15.2%	31.3%	18.5%	24.7%	15.4%	14.2%	13.6%	5.6%	2.5%
女性 (n=525)	66.3%	45.9%	23.0%	23.4%	21.9%	12.2%	21.7%	9.9%	9.7%	13.0%	2.7%	5.5%
10歳代 (n=10)	70.0%	20.0%	10.0%	10.0%	20.0%	10.0%	10.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	20.0%
20歳代 (n=85)	74.1%	42.4%	11.8%	12.9%	20.0%	14.1%	32.9%	17.6%	17.6%	16.5%	1.2%	1.2%
30歳代 (n=100)	69.0%	41.0%	23.0%	12.0%	28.0%	9.0%	20.0%	13.0%	9.0%	8.0%	4.0%	7.0%
40歳代 (n=173)	61.3%	47.4%	22.5%	12.1%	30.6%	16.8%	23.1%	16.2%	15.0%	13.9%	4.6%	1.7%
50歳代 (n=171)	62.6%	40.9%	23.4%	19.3%	27.5%	18.7%	30.4%	19.9%	12.9%	15.8%	7.6%	2.9%
60歳代 (n=226)	68.1%	47.8%	25.2%	23.9%	23.0%	14.2%	24.3%	9.7%	11.5%	12.8%	1.8%	2.7%
70歳代 (n=185)	58.9%	40.5%	24.9%	27.0%	29.2%	16.2%	14.1%	4.9%	8.6%	10.8%	4.3%	7.0%
80歳代 (n=65)	58.5%	47.7%	29.2%	21.5%	24.6%	13.8%	16.9%	9.2%	7.7%	16.9%	4.6%	9.2%

(注) 太字 全体よりも5ポイント以上高いもの(「無回答」は除く)

生涯スポーツについて

6. スポーツに関して欲しい情報

スポーツに関して欲しい情報をみると「スポーツ行事やスポーツイベントに関する情報」が50.3%で最も多く、次いで「スポーツ施設の情報」44.6%、「スポーツの技術向上や体力づくりに関する情報」が21.9%、「スポーツに関する同好会やサークルの情報」が21.5%となっています。

【前回との比較】

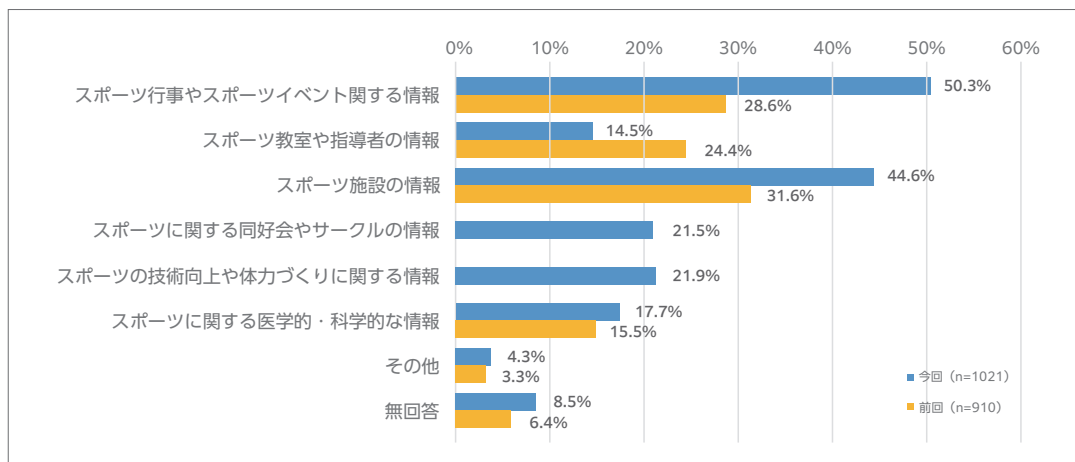
前回と比較すると「スポーツ行事やスポーツイベントに関する情報」が21.7ポイント、「スポーツ施設の情報」は7.2ポイント増加しています。一方、「スポーツ教室や指導者の情報」は9.9ポイント減少しています。

【属性別特徴】

性別にみると「スポーツ行事やスポーツイベントに関する情報」は男性55.8%に対して女性は46.3%となっており、男性の方が9.5ポイント高くなっています。

年齢別ではそれぞれの項目で差異がみられますが、「スポーツ教室や指導者の情報」は40歳代で最も多くなっており、子育て世代からのニーズの高さがうかがえます。

(Q19) あなたはスポーツに関してどのような情報を欲しいと思いますか。あてはまるものをすべて選び番号を○で囲んでください。



	スポーツ行事や スポーツイベント に関する情報	スポーツ教室や 指導者の情報	スポーツ 施設の情報	スポーツに 関する同好会や サークルの情報	スポーツの技術向上 や体力づくりに 関する情報	スポーツに 関する医学的・ 科学的な情報	その他	無回答
全体 (n=1021)	50.3%	14.5%	44.6%	21.5%	21.9%	17.7%	4.3%	8.5%
男性 (n=486)	55.8%	12.1%	45.3%	20.8%	21.8%	18.5%	4.5%	6.6%
女性 (n=525)	41.5%	15.2%	40.0%	19.8%	19.7%	14.9%	3.8%	8.7%
10 歳代 (n=10)	30.0%	10.0%	70.0%	30.0%	10.0%	20.0%	0.0%	20.0%
20 歳代 (n=85)	48.2%	12.9%	49.4%	22.4%	20.0%	20.0%	3.5%	8.2%
30 歳代 (n=100)	48.0%	18.0%	42.0%	18.0%	26.0%	12.0%	5.0%	9.0%
40 歳代 (n=173)	48.0%	23.7%	53.2%	23.1%	21.4%	18.5%	4.6%	8.7%
50 歳代 (n=171)	59.1%	10.5%	47.4%	20.5%	25.1%	21.1%	5.3%	2.9%
60 歳代 (n=226)	56.2%	15.9%	48.7%	24.3%	21.7%	19.5%	1.8%	4.9%
70 歳代 (n=185)	42.7%	10.8%	32.4%	21.1%	22.7%	14.6%	5.9%	11.9%
80 歳代 (n=65)	47.7%	4.6%	32.3%	10.8%	9.2%	12.3%	6.2%	21.5%

(注) 太字 全体よりも5ポイント以上高いもの(「無回答」は除く)

障がい者等のスポーツについて

7. 障がい者スポーツへの興味・関心

障がい者スポーツへの興味・関心をみると「大いに興味・関心がある」が4.9%、「まあまあ興味・関心がある」が38.3%となっており、これらを合計すると43.2%となります。一方、「あまり興味・関心がない」は30.9%、「まったく興味・関心がない」は8.2%となっており合計すると39.1%となっています。

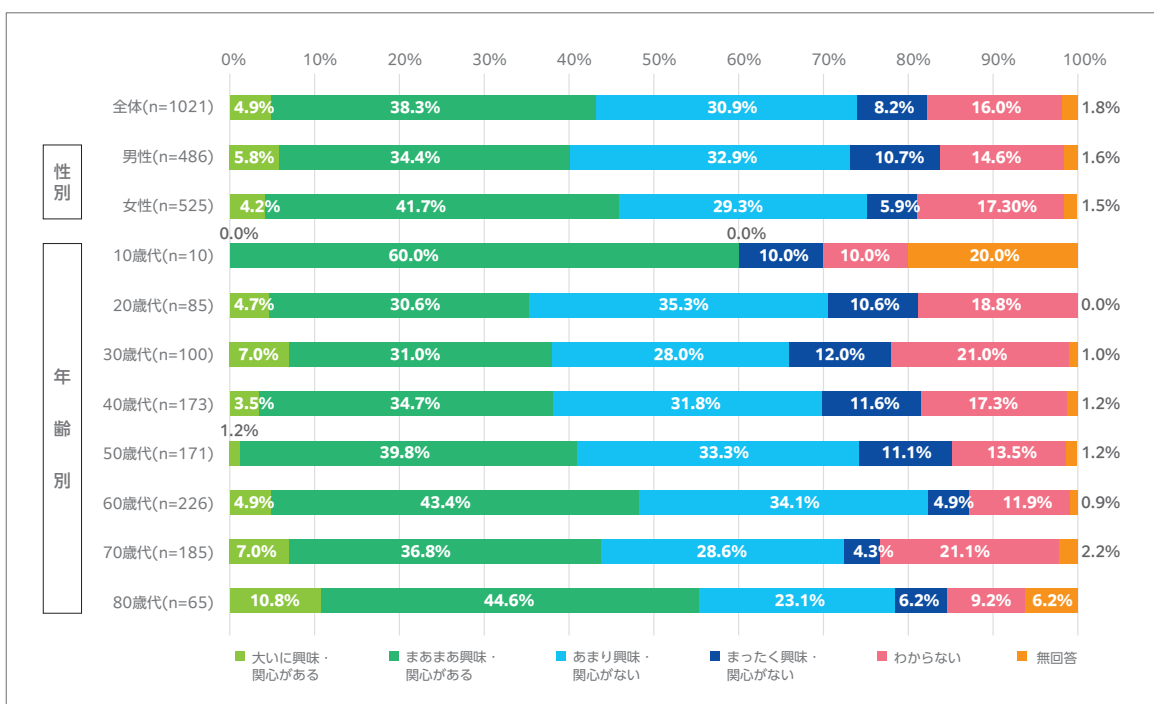
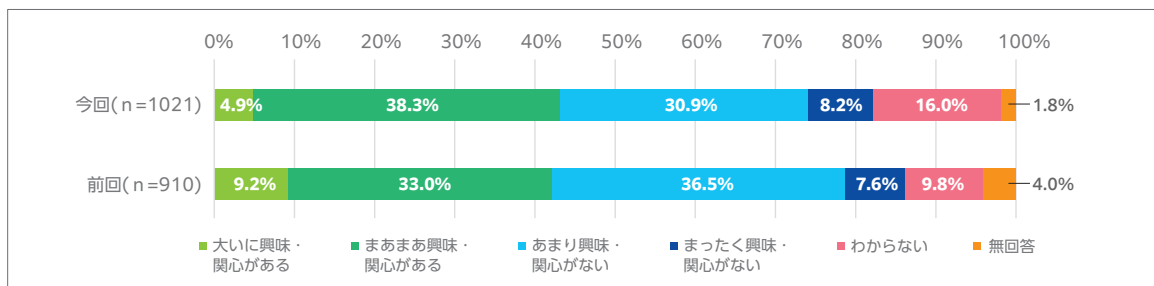
【前回との比較】

前回と比較すると「大いに興味・関心がある」と「まあまあ興味・関心がある」の合計は、前回42.2%だったのに対し、今回は43.2%となり微増しています。

【属性別特徴】

「大いに興味・関心がある」と「まあまあ興味・関心がある」の合計を性別にみると、男性40.2%、女性45.9%となっており女性の方が5.7ポイント高くなっています。年齢別にみると、10歳代が60%と最も多く、次いで80歳代が55.4%、60歳代が48.3%となっています。

(Q23) あなたは障がい者スポーツに興味や関心はありますか。あてはまるもの一つ選び番号を○で囲んでください。



アーバンスポーツについて

8. アーバンスポーツへの興味・関心

アーバンスポーツへの興味・関心についてみると「スケートボード」が26%と最も多く、次いで「BMX(自転車)」が21.6%、「ブレイキン(ダンス)」が19%となっています。一方で、無回答が30.9%と多くなっています。

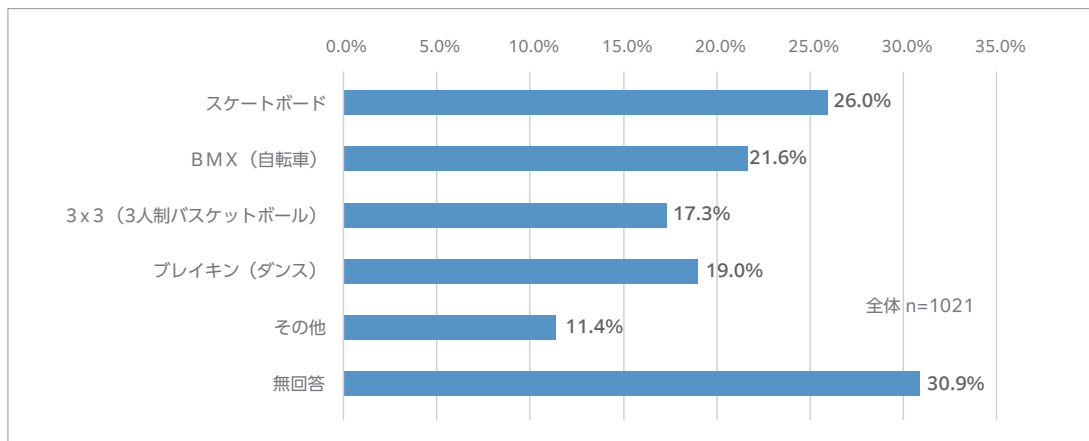
【属性別特徴】

性別にみると「BMX(自転車)」は男性の方が13.6ポイント高くなっており、「ブレイキン(ダンス)」は女性の方が7.9ポイント高くなっています。

「スケートボード」「BMX(自転車)」「3×3(3人制バスケットボール)」「ブレイキン(ダンス)」の合計を年齢別にみると、10歳代が最も多く、次いで20歳代となっており、若い世代の興味・関心がうかがえます。

一方で、70歳代以降は割合が低くなっており、80歳代は10歳代の半分以上となっています。

(Q30) 近年、若者を中心にスケートボードやBMXなどのアーバンスポーツが人気を集めています。あなたが興味・関心のあるアーバンスポーツはありますか。あてはまるものをすべて選び番号を○で囲んでください。



	スケートボード	BMX (自転車)	3 × 3 (3人制バスケットボール)	ブレイキン (ダンス)	その他	無回答
全体 (n=1021)	26.0%	21.6%	17.3%	19.0%	11.4%	30.9%
男性 (n=486)	25.7%	28.6%	18.7%	15.0%	11.9%	29.2%
女性 (n=525)	23.6%	13.7%	14.7%	20.5%	9.4%	28.9%
10 歳代 (n=10)	30.0%	40.0%	10.0%	30.0%	0.0%	20.0%
20 歳代 (n=85)	37.6%	17.6%	23.5%	18.8%	9.4%	21.2%
30 歳代 (n=100)	27.0%	22.0%	21.0%	21.0%	6.0%	34.0%
40 歳代 (n=173)	26.0%	26.0%	16.8%	24.9%	7.5%	26.6%
50 歳代 (n=171)	24.0%	26.3%	18.1%	20.5%	17.0%	24.6%
60 歳代 (n=226)	29.2%	22.1%	19.9%	20.4%	10.2%	26.5%
70 歳代 (n=185)	19.5%	15.7%	11.4%	14.1%	15.1%	41.6%
80 歳代 (n=65)	16.9%	12.3%	13.8%	4.6%	13.8%	52.3%

(注) **太字** 全体よりも5ポイント以上高いもの(「無回答」は除く)

アーバンスポーツについて

9. アーバンスポーツの普及や発展に必要なこと

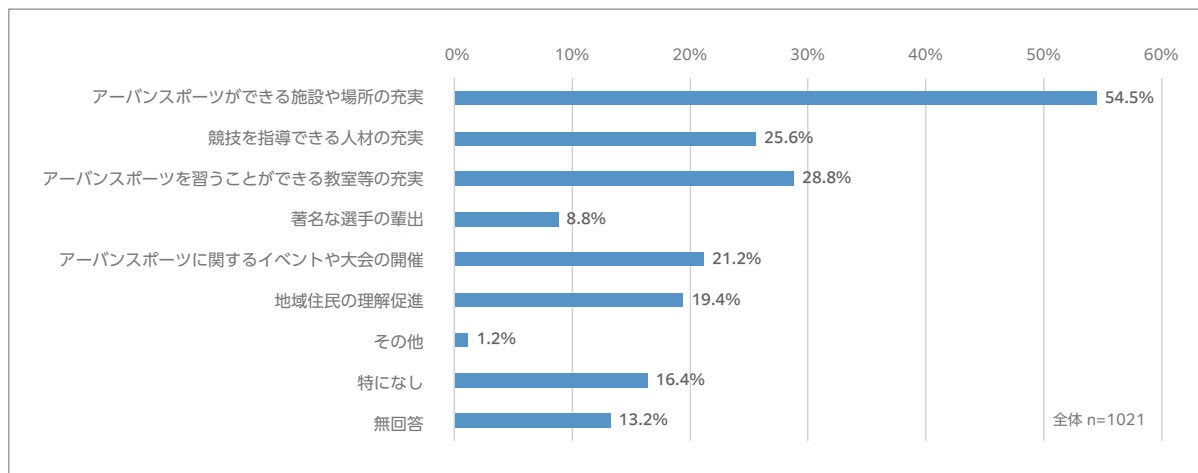
アーバンスポーツの普及や発展に必要なことをみると「アーバンスポーツができる施設や場所の充実」が54.5%で最も多く、次いで「アーバンスポーツを習うことができる教室等の充実」が28.8%、「競技を指導できる人材の充実」が25.6%となっています。

【属性別特徴】

性別にみると大きな差はみられません。

年齢別にみると10歳代では「著名な選手の輩出」が50%と圧倒的に多くなっています。スター選手の活躍への興味・関心がうかがえます。

(Q31) アーバンスポーツの普及や発展にあなたは何かが必要だと思いますか。あてはまるものすべて選び番号を○で囲んでください。



	アーバンスポーツ ができる施設や 場所の充実	競技を指導できる 人材の充実	アーバンスポーツ を習うことができる 教室等の充実	著名な選手の輩出	アーバンスポーツ に関するイベント や大会の開催	地域住民の 理解促進	その他	特になし	無回答
全体 (n=1021)	54.5%	25.6%	28.8%	8.8%	21.2%	19.4%	1.2%	16.4%	13.2%
男性 (n=486)	53.9%	26.1%	25.3%	10.1%	21.2%	21.4%	0.8%	18.1%	10.5%
女性 (n=525)	49.9%	22.9%	29.1%	7.0%	18.8%	15.6%	1.4%	12.8%	13.8%
10 歳代 (n=10)	70.0%	0.0%	10.0%	50.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20 歳代 (n=85)	67.1%	23.5%	36.5%	9.4%	22.4%	27.1%	1.2%	11.8%	5.9%
30 歳代 (n=100)	61.0%	26.0%	31.0%	11.0%	31.0%	24.0%	0.0%	9.0%	17.0%
40 歳代 (n=173)	57.2%	23.7%	31.8%	12.7%	27.7%	22.0%	0.0%	11.6%	11.6%
50 歳代 (n=171)	59.6%	28.7%	30.4%	12.9%	22.2%	20.5%	3.5%	13.5%	5.8%
60 歳代 (n=226)	62.8%	33.2%	31.4%	7.5%	20.8%	15.0%	0.4%	15.9%	10.2%
70 歳代 (n=185)	35.7%	22.7%	23.2%	2.2%	11.9%	14.6%	2.2%	26.5%	21.6%
80 歳代 (n=65)	30.8%	12.3%	12.3%	1.5%	9.2%	15.4%	0.0%	30.8%	27.7%

(注) **太字** 全体よりも5ポイント以上高いもの(「無回答」は除く)

スポーツにかかわるボランティアについて

10. スポーツに関わるボランティア活動への参加

スポーツにかかわるボランティア活動への参加状況をみると「ある」が7.2%、「ない」が90.1%となっています。

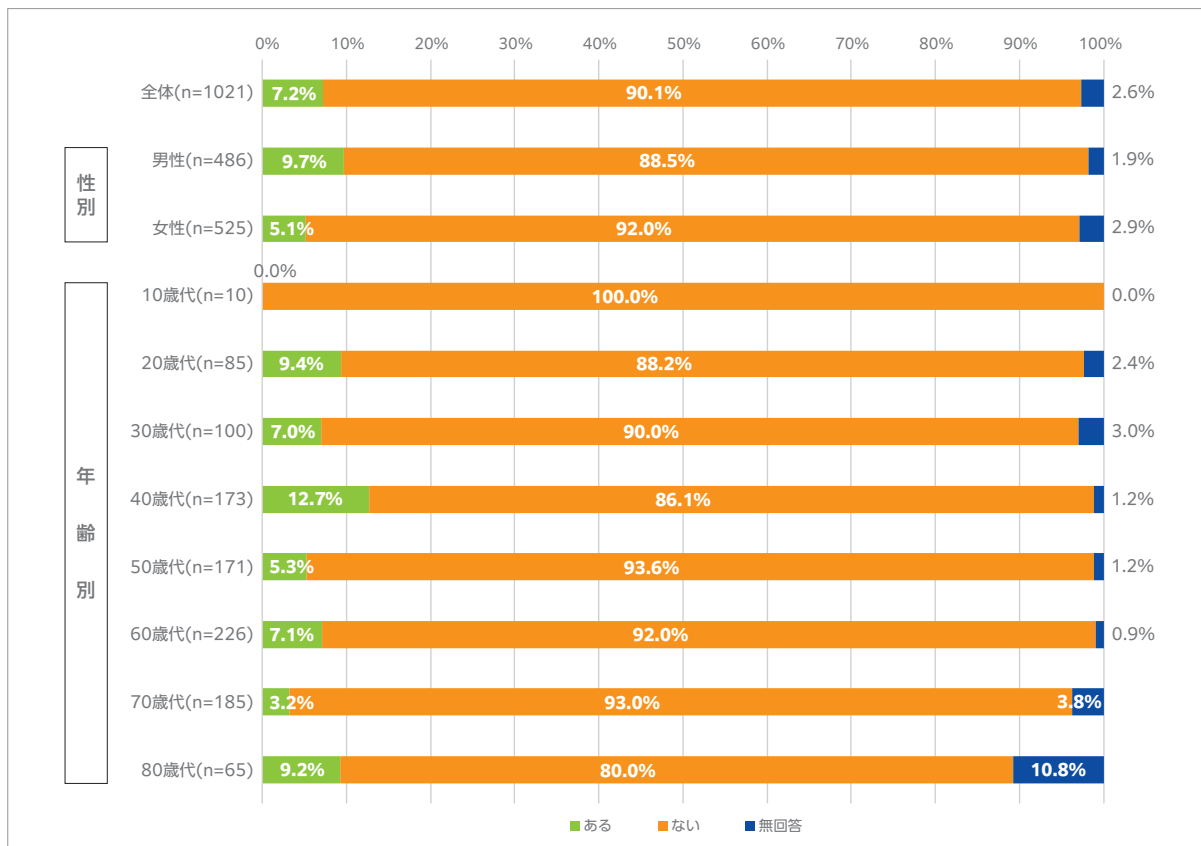
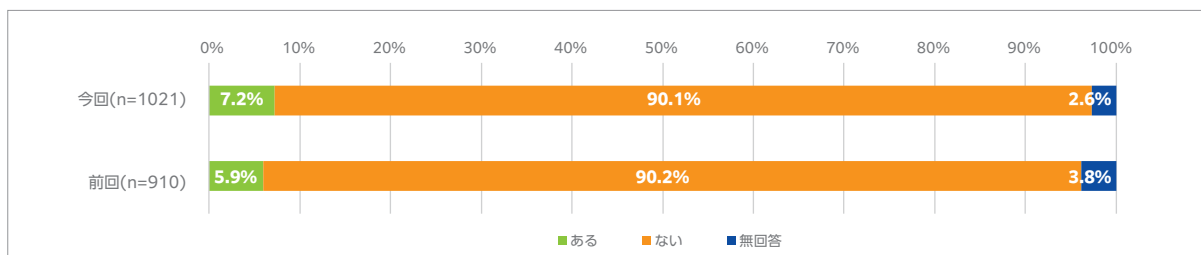
【前回との比較】

前回と比較すると「ある」が前回 5.9%だったのに対し、今回は 7.2% となり、1.3 ポイント増加しています。

【属性別特徴】

「ある」について性別にみると、女性に比べて男性が 4.6 ポイント高くなっています。年齢別にみると、40 歳代が 12.7% で最も多く、次いで 20 歳代が 9.4%、80 歳代が 9.2%となっています。

(Q33) あなたはこの1年間にスポーツにかかわる何らかのボランティア活動を行ったことがありますか。あてはまるもの1つ選び番号を○で囲んでください。



スポーツにかかわるボランティアについて

11. スポーツにかかわるボランティア活動への今後の参加意向

スポーツにかかわるボランティア活動への今後の参加意向をみると「やってみたい」が5.7%、「機会があればやってみたい」が49%となっており、これらを合計すると54.7%に達しています。一方で、「やりたくない（関心がない）」は38.8%となっています。

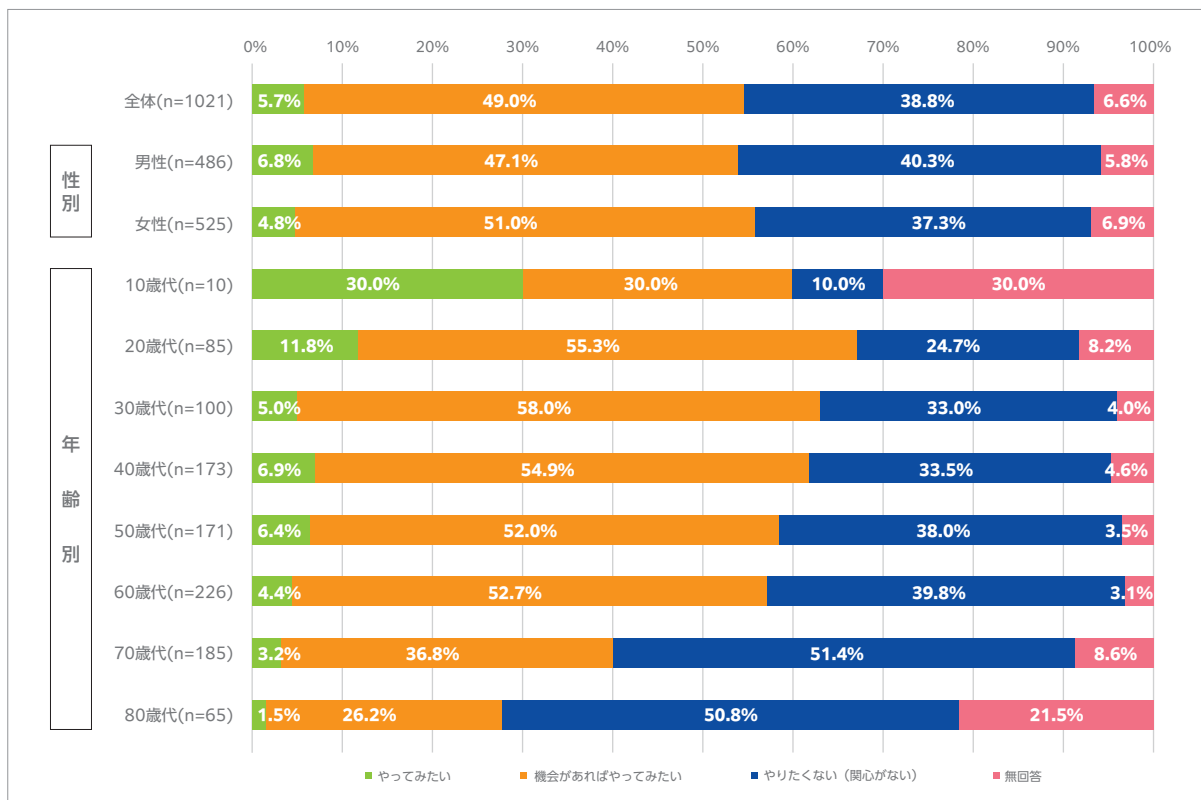
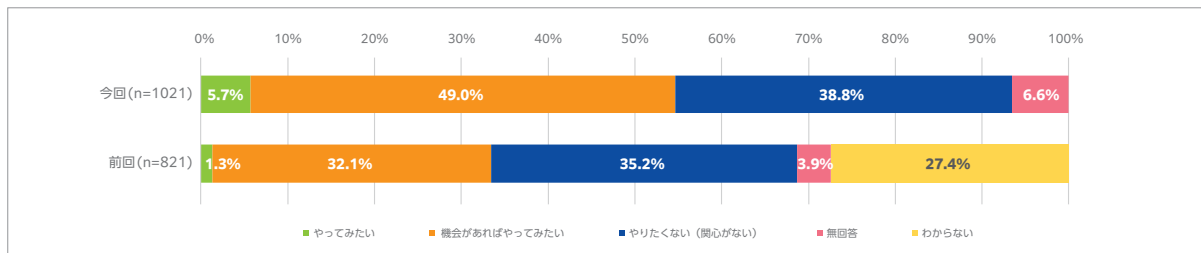
【前回との比較】

前回と比較すると「やってみたい」が4.4ポイント、「機会があればやってみたい」が16.9ポイント、それぞれ前回より高くなっています。ボランティア活動への関心の増加がみられます。

【属性別特徴】

「やってみたい」と「機会があればやってみたい」の合計を性別にみると、男性の方が2.0ポイント高くなっています。年齢別にみると、20歳代が67.1%と最も多く、次いで30歳代の63%、40歳代の61.8%、10歳代の60%となっており、若い世代の意欲が高いことがうかがえます。

(Q35) あなたは、これからスポーツに関わるボランティア活動をしてみたいですか。あてはまるものを1つ選び番号を○で囲んでください。



大分市企画部スポーツ振興課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL (097)537-5979 FAX (097)538-6236

Email: sportsuisin@city.oita.oita.jp

令和7年3月策定
